

愛知県教育委員会が保有する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求 に対する処分に係る審査基準

平成 30 年 2 月 21 日制定

令和 5 年 4 月 1 日改正

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準については次のとおりとするが、保有個人情報の内容や利用目的に則し、個別具体的に慎重に行わなければならない。

- 1 法第 82 条第 1 項の規定に基づく開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があるとき
- 2 法第 82 条第 2 項の規定に基づく開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求書の記載に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報を管理していない場合（開示請求の対象が法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報に該当しない場合を含む。）
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報が全て不開示情報に該当する場合
 - (4) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき
 - (5) 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合
 - (6) 開示請求に係る保有個人情報が、法第 88 条又は第 124 条の規定により、開示請求できないものである場合
 - (7) 開示請求が権利の濫用であると認められる場合
- 3 1 及び 2 の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は、知事が定める判断基準に準じて行うものとする。
- 4 法第 92 条の規定に基づき保有個人情報の訂正をする義務があるかどうかの判断

は知事が定める判断基準に準じて行うものとする。

- 5 法第 100 条の規定に基づき保有個人情報の利用停止をする義務があるかどうかの判断は知事が定める判断基準に準じて行うものとする。